

宗教上の理由で輸血拒否をされる患者さまへ

医療法人社団 松下会 白庭病院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血」※1の方針に基づき、以下のごとく対応致します。

- (1) 無輸血治療のために最善の努力を尽くしますが、輸血により生命の危機が回避できる可能性があるとは判断した場合には輸血を実施いたします。その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施いたします。
- (2) エホバの証人の信者の方が提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療」※2に同意する文書には、署名いたしません。
- (3) 全ての手術や出血する可能性のある治療には輸血をとまなう可能性があり、輸血拒否により手術・治療の同意が得られない場合であっても、救命のための緊急手術・治療が必要な場合は手術・治療を実施いたします。
- (4) 以上の方針は、患者さまの意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず適用します。
- (5) 自己決定が可能な患者さま、保護者、又は代理人に対しては、当院の方針を十分に説明し理解を得る努力をしますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的余裕がある場合は、他医での治療をお勧めします。

院長

※1【相対的無輸血】 患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

※2【絶対的無輸血】 患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血しないという立場・考え方。